

公印省略

3 介第 3 5 6 9 号

令和 4 年 2 月 2 日

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿

各 介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

(監査指導第一係)

(監査指導第二係)

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」
に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

これらの取り扱いにつきましては、所轄の保健所等と十分協議の上、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 濃厚接触者の待機期間 (10 日間→7 日間に改正)

- ・陽性者との最終曝露日を 0 日目として、原則、7 日間とし、8 日目から解除

(2) 社会機能維持者の待機期間 (7 日間→5 日間に改正)

- ・4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認後、5 日目から解除

※ なお、上記 (1)、(2) いずれの場合であっても、10 日間が経過するまでは、自ら健康観察を行うとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うこと。

また、社会機能維持者については、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

(3) 無症状病原体保有者の療養解除基準 (10 日間→7 日間に改正)

- ・検体採取日から 7 日間を経過した場合、8 日目に療養解除

※ なお、濃厚接触者と同様、10 日間が経過するまでは、自ら健康観察を行うとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用等の基本的な感染対策を求めること。

<別添資料>

- ・事務連絡 令和 4 年 1 月 5 日 (令和 4 年 1 月 28 日一部改正)

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」